個人情報の取扱いに関する同意書

私は、以下の条項について同意するにあたり、以下の条項が申込書、契約書および個人ローン規定書の約定と重複している場合には、以下の条項が適用され、以下の条項以外の条項については申込書、契約書および個人ローン規定書の条項が適用されることに同意します。

【株式会社みずほ銀行に対する同意条項】

第１条　みずほ銀行の個人情報の利用目的

私は、貴行（以下「銀行」といいます）が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、私の個人情報を、次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

業務内容	①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 ②投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ③その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
利用目的	①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため ②法令等に基づくご本人さまの確認等や金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため ⑥与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ⑨市場調査やデータ分析等による金融商品やサービスの研究や開発のため ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案やご案内のため ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案やご案内のため ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため ⑬各種リスクの把握および管理のため、その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、以下のとおり、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。 ・銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。 ・銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報は、以下の業務以外の目的に利用・第三者提供いたしません。 ▫金融商品取引に関する法定書類作成事務 ▫金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務 ▫生命保険契約等に関する法定書類作成事務 ▫損害保険契約等に関する法定書類作成事務 ▫信託取引に関する法定書類作成事務 ▫金地金等取引に関する法定書類作成事務 ▫非課税貯蓄制度等の適用に関する事務 ▫国外送金等取引に関する法定書類作成事務 ▫証券代行業務に関する法定書類作成事務 ▫預貯金口座付番に関する事務

※上記利用目的⑩、⑪に基づくダイレクトメールの発送等については、お客さまよりお申出をいただいた場合は停止をいたします。

第２条　個人情報の第三者提供

1．みずほ銀行による個人情報の第三者提供・相互利用

（１）ローン申込に係る契約（以下「本取引」といいます）に株式会社オリエントコーポレーションの保証を付ける場合

私は、ローン申込および取引にかかる情報を含む私に関する下記情報が、保証委託先株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」といいます）におけるローン申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社に提供されることに同意します。

①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、ローン申込書ならびに付属書面等ローン申込・契約等にあたり提出する書面に記載の全ての情報
②銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
③銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、私の銀行における取引情報（過去のものを含む）
④延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
⑤銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

（２）ローン申込に係る契約に団体信用生命保険を付ける場合

私は、「申込書兼告知書」に記載の被保険者である私の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態、職業等）および同書とともに銀行に提出する書面が、同書面に記載の保険契約者である銀行により、ローン残高とともに銀行が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含み、以下「生命保険会社」といいます）に提供されることに同意します。また、銀行が当該保険の運営において入手する被保険者である私の個人情報が、当該保険契約の事務手続（申込・諾否結果の確認・保険金請求計算等の維持管理等）に利用されることに同意します。銀行から提供された被保険者である私の個人情報が、生命保険会社により各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用され、銀行、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供されることに同意します。また、保険金の支払いが不払いとなった場合はその理由について生命保険会社から銀行に連絡することに同意します。なお、今後、被保険者である私の個人情報に変更等が発生した際にも、引続き銀行および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われることに同意します。生命保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、被保険者である私の個人情報は変更後の生命保険会社に提供されることに同意します。

（３）職域・学域・公共団体・不動産会社提携ローンの場合

私は、銀行とローン申込に係る提携先との間で、ローン申込・ローンの継続的な利用に関する取引上の判断・取引における管理、および当該提携先における福利厚生・学生支援・公共団体関係者支援の運営のために必要な範囲内で私の個人情報が相互に提供・利用されることに同意します。

私は、銀行がローンの事務手続を円滑に行う等のために、ローン申込の諾否の結果について、提携先に提供されることに同意します。（ただし、提携先を通じてローンの事務手続を行う場合、または提携先の推薦を得てローン申込を行う場合に限ります。）

（４）利子補給ローンの場合

私は、銀行とローン申込に係る利子補給先との間で、当該利子補給のために必要な範囲内で私の個人情報が相互に提供・利用されることに同意します。

2．私は、銀行が債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社にローン申込に係る債権の回収を委託する場合には、私の個人情報が、同社との間で、ローン申込に関する取引上の判断および同社における管理・回収のために必要な範囲内で相互に提供、利用されることに同意します。

3．ローン等の債権は、債権譲渡・証券化等により他の事業者等に移転することがあります。私は、その際、私の個人情報が当該債権譲渡または証券化等のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第３条　不同意等の場合の取扱い

私は、私がローン申込に必要な記載事項を記載しない場合または本同意条項の全部もしくは一部に同意しない場合は、銀行がローン申込による契約を断る場合があることに同意します。

第４条　開示・訂正等

私は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条から第27条に規定する開示、訂正、利用停止等の手続については、銀行のホームページに記載されている手続により行われることに同意します。なお、第６条に規定する個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、銀行ではできないため、各機関に対し請求するものとします。

第５条　申込み事務を委任する場合の取扱い

私は、ローンの申込に係る事務を　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下、同社）に委任します。ただし、諾否の回答等は私に対して直接行ってください。私は、銀行がローンの申込に関する諾否の結果を私に対して直接回答するのとは別に、同社に対して行うことに同意します。

【株式会社みずほ銀行の個人信用情報機関の利用・登録等について】

第６条　個人信用情報機関への登録・利用等

1．私は、ローンの申込に関して銀行が加盟し利用する個人信用情報機関ならびに同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報を含む。）が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則13条６の６に定めるとおり、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。

2．私は、ローンの申込に関する客観的な事実について、銀行が加盟し利用する個人信用情報機関にそれぞれ定める期間登録され、銀行が加盟し利用する個人信用情報機関の加盟会員によって、自己の取引上の判断のために利用されることに同意します。

3．私は、以下の個人情報（その履歴を含む。）が銀行が加盟し利用する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

4．私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

5．前４項に規定する個人信用情報機関、登録情報は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、銀行ではできないため、私は、各機関に対し請求するものとします。

当行が加盟し利用する個人信用情報機関の名称・所在地・電話番号等	左記個人信用情報機関の定めるローンの申込ならびにローンの申込による契約に基づき登録される個人情報とその期間
名　　称：全国銀行個人信用情報センター 所 在 地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：03－3214－5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html	氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報：下記の情報のいずれかが登録されている期間 個人信用情報機関を利用した日、ローン申込の内容等事実：個人信用情報機関を利用した日より１年を超えない期間 借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）：契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から５年を超えない期間 不渡情報：第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 官報情報：破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨：当該調査中の期間 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報：本人から申告のあった日から５年を超えない期間
なお、全国銀行個人信用情報センターは、次の個人信用情報機関と提携しております。 株式会社日本信用情報機構（ＪＩＣＣ） 事務局所在地：〒101-0042　東京都千代田区神田東松下町41-1 http://www.jicc.co.jp 電話番号：0570－055－955 名　　称：株式会社シー・アイ・シー 所 在 地：〒160-8375　東京都新宿区西新宿1－23－7　新宿ファーストウエスト15階　https://www.cic.co.jp　電話番号:フリーダイヤル 0120－810－414	

【株式会社オリエントコーポレーションに対する同意条項】

第７条 個人情報の収集･利用･保有

私は、ローン等与信取引の申込ならびに契約に関して、保証会社が以下の個人情報（変更後の情報を含む。以下同じ）を与信（保証審査･途上与信を含む。以下同じ）、与信後の管理および加盟する個人信用情報機関等適正な業務遂行に必要な範囲内の第三者提供のため、保証会社が保護措置を講じた上で収集･利用し、保証会社が定める相当な期間保有することに同意します。

①属性情報（本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、（携帯電話番号を含む。以下同じ）、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等）
②契約情報（契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名･役務名･権利名及びその数量･期間･回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等）
③取引情報（本契約に関する利用残高、月々の返済状況等（内訳を含む）、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容）
④支払能力判断情報（申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に保証会社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等）
⑤本人確認情報（申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項）
⑥映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁気的又は光学的媒体等に記録したもの）
⑦公開情報（官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報）

第８条 個人情報の利用

（１）私は、保証会社が保証会社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業（※）における下記①及び②の目的のために第7条①②③の個人情報、下記③の目的のために第7条①②③⑥の個人情報を利用することに同意します。

①市場調査、商品開発
②お客さま向け企画･宣伝物･印刷物の送付または電話等による営業案内
③契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行

（※）保証会社の金融サービス事業の具体的な内容については、保証会社ホームページ（http://www.orico.co.jp）等において公表しております。

（２）私は、保証会社が本契約に基づく保証会社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第９条 個人信用情報機関への登録･利用

（１）私は、保証会社が申込者への与信又は与信後の管理のため、保証会社の加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私に関する個人情報が登録されている場合には、保証会社がそれを利用することに同意します。

（２）保証会社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。

①名　　称：株式会社シー･アイ･シー（ＣＩＣ）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
住　　所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿１－２３－７新宿ファーストウエスト15階
電話番号：0120-810-414（https://www.cic.co.jp）
②名　　称：株式会社日本信用情報機構（ＪＩＣＣ）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
住　　所：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41－1
電話番号：0570-055-955（http://www.jicc.co.jp）

（３）私は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が保証会社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、保証会社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員により申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登　録　情　報	登　録　期　間	
	ＣＩＣ	ＪＩＣＣ
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の何れかが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6カ月間	保証会社が個人信用情報機関に照会した日から６ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後５年以内（但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から１年以内）
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	契約継続中及び契約終了後５年以内

（４）保証会社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

保証会社の加盟する個人信用情報機関	ＣＩＣ	ＪＩＣＣ
保証会社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関	ＪＩＣＣ	ＣＩＣ
	全国銀行個人信用情報センター （http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html） 〒100-8216東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号:03-3214-5020	同左

（５）個人信用情報機関に登録する個人情報は、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の属性に関する個人情報及び契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額又は極度額、支払回数、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の内容並びに取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、その他各加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。

（６）保証会社が加盟する個人信用情報機関は、保証会社ホームページにおいて公表しております。

第10条 個人情報の銀行への第三者提供

私は、ローン申込および取引にかかる情報を含む私に関する下記情報が、みずほ銀行における後記の目的の達成に必要な範囲内で、保証会社よりみずほ銀行に提供されることを同意します。

1．提供される個人情報

（１）氏名、住所、連絡先、家族構成、勤務先に関する情報、資産･負債に関する情報、借入要領に関する情報等、ローン申込書ならびに付属書面等ローン申込にあたり提出する書面に記載の全ての情報
（２）保証会社での保証審査の結果に関する情報
（３）保証番号や保証料金額等、信用保証における取引に関する情報
（４）保証残高情報、他の取引に関する情報等、みずほ銀行における取引管理に必要な情報
（５）みずほ銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報
（６）代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

2．提供される目的

第1条に記載の利用目的

第11条 個人情報の提供･利用

私は、保証会社が下記の場合に第7条の個人情報を保護措置を講じた上で、必要な範囲内で提供し当該提供先が当該提供の趣旨に従った目的で利用することに同意します。

（１）金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）、債権回収会社（以下これらを総称して「金融機関等」といいます。保証会社ホームページに掲載しております。ご参照ください。）が、保証会社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引に際して、債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のために必要とする場合。

（２）サービサー会社である下記会社が、譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受けて管理･回収を行うに当たって事前に当該債権の評価･分析を行うために必要とする場合。

名称	住所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麹町5－2－1　5階	03－3222－0277
オリファサービス債権回収株式会社	東京都新宿区大久保1－3－21新宿TXビル8階	03－6233－3480

第12条 個人情報の開示･訂正･削除

（１）私は、個人情報について、保証会社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、保証会社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等保証会社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより保証会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると保証会社が判断した個人情報については、開示しないものとします。

（２）保証会社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、保証会社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的事実以外の事項に関してはこの限りではありません。

（３）保証会社が個人信用情報機関又は提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関又は提供先に連絡してください。尚、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関又は提供先の定めに従うものとします。

第13条 本条項に不同意の場合

保証会社は、申込者が本契約に必要な事項（本申込時に申込者が記載･入力すべき事項）の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。但し、第8条（1）①②に同意しない場合でも、これを理由に保証会社が本契約をお断りすることはありません。

第14条 利用中止の申出

私は、本条項第8条（1）①②の目的で保証会社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、保証会社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。但し、請求書等本契約の業務上必要な書類（電磁的記録の送信を含む）に同封（同送）される宣伝物･印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

第15条 本契約が不成立の場合

私は、本契約の不成立又は成立後、解約･解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第7条に基づき、本契約に係る申込み･契約をした事実に関する個人情報が保証会社において一定期間利用されることに同意します。

第16条 お問合せ窓口

本条項に関するお問合せ及び第12条の開示･訂正･削除の請求並びに第14条の利用中止のお申出先は、下記お問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続等については、保証会社ホームページをご参照ください。尚、保証会社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者（個人情報の保護と利用に関する所管部の担当役員）を設置しております。

第17条 条項の変更

本同意条項は、法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

【お問合せ窓口】

株式会社オリエントコーポレーション（http://www.orico.co.jp）
お客様相談室　　〒102-8503　東京都千代田区麹町5丁目2番地1　TEL　03-5275-0211

無担保ローン保証委託約款（当座貸越用）

第１条　保証委託要項

1．保証委託者（以下「委託者」といいます）の委託に基づいて株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」といいます）が負担する保証債務の範囲は、株式会社みずほ銀行（以下「銀行」といいます）からの保証委託契約証書記載のローン借入に関し、委託者が銀行に対して負担する借入元本、借入利息、損害金、その他いっさいの債務の全額（以下「原債務」といいます）とします。

2．保証委託契約は、保証会社が所定の手続をもって承諾のうえ銀行に通知し、原債務に係るカードローン契約（以下「貸越契約」という）が成立した時にその効力が生じるものとします。

3．保証委託の期間は貸越契約の契約期間と同一としますが、貸越契約の契約期間が延長または更新されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

4．貸越契約が解約もしくは終了した場合にも、保証会社の保証債務は、委託者がすでに個別に借入れた債務については、その返済が終わるまで継続するものとします。

5．保証委託の極度額は貸越契約の貸越極度額と同一としますが、銀行がやむを得ないと認めて極度額を超えて委託者に貸越を行ったときは、その超過額まで保証委託の極度額は増額されるものとします。

6．貸越契約の貸越極度額が増減額された場合は、保証委託額も保証会社の承諾を得て増減額されるものとします。

7．委託者には本契約の各規定および銀行が別途定める規定（もしあれば）が適用されるものとし、両規定が抵触する場合は本契約が優先して適用されるものとします。

第２条　原債務の履行義務

保証会社が保証した原債務については、保証会社との保証委託契約（以下「保証委託契約」といいます）ならびに貸越契約の諸規定を遵守し、その支払期日に必ず原債務を履行し、保証会社には何ら負担をかけないものとします。

第３条　担保・保証

1．委託者は保証会社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、保証会社の請求あり次第直ちに保証会社の承認する担保を差し入れ、または連帯保証人をたてるものとします。

2．委託者は保証会社が前項の債権保全のために要した費用を全て支払うものとします。

第４条　届出事項

1．委託者の氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに書面をもって保証会社に通知し、その指示に従うものとします。

2．前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到達したものとします。

3．委託者について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、委託者または委託者の補助人、保佐人、後見人はその旨を直ちに保証会社に書面で届けるものとします。届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様とします。これらの届出を怠ったために生じた損害については、保証会社は責任を負わないものとします。

4．委託者は保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、委託者の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

5．委託者は委託者の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、保証会社に遅滞なく報告するものとします。

6．委託者は銀行における与信業務（途上与信を含む）および債権管理業務のため、本条の届出事項を、保証会社が銀行に報告することについて異議を述べないものとします。

7．委託者は本申し込みにかかる審査のためもしくは債権管理のために保証会社が必要と認めた場合、保証会社が委託者の住民票等を取得し利用することに同意します。

第５条　保証債務の履行

保証会社が保証債務を履行するときは、委託者に対する事前の通知を要せず、また原債務の期限到来の有無にかかわらず、履行の方法、金額について保証会社が任意に実行されても委託者は異議を述べないものとします。

第６条　償還の範囲

保証会社が保証債務を履行したときは、委託者は保証会社に対して直ちに返済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。

（１）保証会社の履行金額。
（２）前号の金額に対し、保証会社が支払いを行った日の翌日から、委託者が保証会社に返済する日までの年14.6%の割合（年365日の日割計算）による損害金。
（３）その他保証会社の委託者に対する権利の行使もしくは債権の保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用。
（４）保証委託契約から生じたいっさいの費用（訴訟費用および弁護士費用を含む）。

第７条　債務の返済等にあてる順序

1．委託者が支払った返済金が保証委託契約による債務および委託者と保証会社との取引による他の債務がある場合にはその債務も含めて、委託者の債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当することができ、委託者はその充当に対して異議を述べないものとします。

2．委託者または連帯保証人からの申出により相殺を行う場合も前項と同様とします。

第８条　事前求償

1．委託者についての次の各号の事由が一つでも生じた場合には、委託者は保証会社が保証している金額全額について、保証会社からの通知催告等がなくても、保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに返済します。

（１）委託者が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに約定返済金額（含む損害金）を返済しなかったとき。
（２）委託者が住所変更等の届出を怠るなど、委託者の責めに帰すべき事由により、保証会社に委託者の所在が不明となったとき。
（３）委託者が保全処分、強制執行を受けたとき。
（４）競売、破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。
（５）委託者が公租、公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
（６）委託者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
（７）債務の整理・調整に関する申立があったとき。
（８）委託者が保証会社の発行するカード会員である場合、当該カード会員規約に基づき会員資格の取消をうけたとき。
（９）第11条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号の何れかに該当したとき、もしくは同条第２項各号の何れかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

2．次の場合には、委託者は保証会社からの請求により、保証会社が保証している金額全額について、保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに返済します。

（１）委託者が保証委託契約および原債務の貸越契約の一つにでも違反したとき。
（２）委託者が保証会社または銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
（３）前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたと保証会社が判断したとき。

3．前2項の場合、委託者は保証会社に対する求償債務または原債務について担保があると否とを問わず求償に応ずるものとし、また保証会社に対して担保の提供または原債務の免責を請求しないものとします。なお、委託者が求償債務を履行した場合には、保証会社は遅滞なくその保証債務を銀行に対し履行するものとします。

第９条　相殺

委託者が第8条1項、2項により償還債務を履行しなければならない場合、その債務と委託者の保証会社に対する債権とを期限のいかんにかかわらず、いつでも保証会社において相殺することができるものとします。

第10条　中止、解約、終了

1．委託者が第8条1項、2項の各号の一つに該当したとき、または第3条に基づき保証会社を権利者として設定した担保権の担保価値が著しく低下したとき、もしくはその他債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社は保証委託契約に基づく保証を中止し、または解約することができるものとします。

2．保証委託契約に基づく保証が前項により中止、解約されまたは終了した場合にも、保証会社の保証債務は、委託者がすでに個別に借入れた債務については、その返済が終わるまで継続するものとします。

3．委託者は、前2項の定めにかかわらず、本条1項により保証会社から中止または解約の通知を受けたときは、直ちに原債務の返済その他必要な手続をとり、保証会社には負担をかけないものとします。

第11条　反社会的勢力の排除

1．委託者は、委託者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

（１）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
（２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
（３）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
（４）暴力団員等に対し資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
（５）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2．委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

（１）暴力的な要求行為。
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為。
（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
（４）風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為。
（５）その他前各号に準ずる行為。

3．委託者が、暴力団員等もしくは第１項各号に該当した場合、もしくは前項各号の何れかに該当する行為をし、または第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、保証会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、委託者は、委託者に損害が生じたときでも、保証会社に対し何らの請求をしないものとします。

第12条　公正証書の作成

委託者は、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委嘱して、保証委託契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要ないっさいの手続をとるものとします。

第13条　準拠法・管轄裁判所

1．保証委託契約および保証委託契約が適用される保証会社と委託者との取引の契約準拠法は日本法とします。

2．保証委託契約が適用される保証会社と委託者との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、委託者は訴額のいかんに拘わらず保証会社本社または支店・営業所・センターの所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第14条　免責条項

委託者は、保証会社が諸届その他の書類の印影を保証委託契約証書に押印の印影と相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取引したときは、それらの書類等の印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれにより生じた損害は、委託者の負担とし、それらの書類等の記載文言にしたがって責任を負うものとします。

第15条　債権譲渡

委託者は保証会社が委託者に対して有する債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。